

久喜市議会

平成28年2月定例会議案

## 議 案 目 録

|          |  |    |
|----------|--|----|
| 議案第 1 号  | 平成 27 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）<br>について .....         | 1  |
| 議案第 2 号  | 平成 27 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）<br>について .....         | 2  |
| 議案第 3 号  | 平成 27 年度久喜市国民健康保険特別会計補正<br>予算（第 2 号）について .....   | 3  |
| 議案第 4 号  | 平成 27 年度久喜市国民健康保険特別会計補正<br>予算（第 3 号）について .....   | 4  |
| 議案第 5 号  | 平成 27 年度久喜市介護保険特別会計補正予算<br>（第 3 号）について .....     | 5  |
| 議案第 6 号  | 平成 27 年度久喜市介護保険特別会計補正予算<br>（第 4 号）について .....     | 6  |
| 議案第 7 号  | 平成 27 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補<br>正予算（第 2 号）について .....  | 7  |
| 議案第 8 号  | 平成 27 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補<br>正予算（第 3 号）について .....  | 8  |
| 議案第 9 号  | 平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計補正予<br>算（第 2 号）について .....    | 9  |
| 議案第 10 号 | 平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計補正予<br>算（第 3 号）について .....    | 10 |
| 議案第 11 号 | 平成 27 年度久喜市農業集落排水事業特別会計<br>補正予算（第 2 号）について ..... | 11 |
| 議案第 12 号 | 平成 27 年度久喜市農業集落排水事業特別会計<br>補正予算（第 3 号）について ..... | 12 |
| 議案第 13 号 | 平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計<br>補正予算（第 2 号）について ..... | 13 |
| 議案第 14 号 | 平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計<br>補正予算（第 3 号）について ..... | 14 |
| 議案第 15 号 | 平成 27 年度久喜市水道事業会計補正予算（第<br>3 号）について .....        | 15 |
| 議案第 16 号 | 平成 28 年度久喜市一般会計予算について .....                      | 16 |
| 議案第 17 号 | 平成 28 年度久喜市国民健康保険特別会計予算<br>について .....            | 17 |

|          |   |    |
|----------|---|----|
| 議案第 18 号 | 平成 28 年度久喜市介護保険特別会計予算について .....                 | 18 |
| 議案第 19 号 | 平成 28 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について .....              | 19 |
| 議案第 20 号 | 平成 28 年度久喜市下水道事業特別会計予算について .....                | 20 |
| 議案第 21 号 | 平成 28 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について .....             | 21 |
| 議案第 22 号 | 平成 28 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について .....             | 22 |
| 議案第 23 号 | 平成 28 年度久喜市土地取得特別会計予算について .....                 | 23 |
| 議案第 24 号 | 平成 28 年度久喜市水道事業会計予算について .....                   | 24 |
| 議案第 25 号 | 久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 .....         | 25 |
| 議案第 26 号 | 久喜市職員定数条例及び久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 ..... | 26 |
| 議案第 27 号 | 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 .....         | 27 |
| 議案第 28 号 | 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 .....     | 28 |
| 議案第 29 号 | 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 .....     | 30 |
| 議案第 30 号 | 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....              | 31 |
| 議案第 31 号 | 久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ..... | 46 |
| 議案第 32 号 | 久喜市行政不服審査会条例 .....                              | 47 |
| 議案第 33 号 | 久喜市行政不服審査法関係手数料条例 .....                         | 49 |
| 議案第 34 号 | 久喜市情報公開条例の一部を改正する条例 .....                       | 51 |
| 議案第 35 号 | 久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例 .....                     | 53 |
| 議案第 36 号 | 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 .....             | 56 |
| 議案第 37 号 | 久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 .....                | 59 |
| 議案第 38 号 | 久喜市税条例の一部を改正する条例 .....                          | 61 |

|          |  |       |
|----------|--|-------|
| 議案第 39 号 | 久喜市青少年問題協議会条例                              | 6 2   |
| 議案第 40 号 | 久喜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例                  | 6 4   |
| 議案第 41 号 | 久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例              | 6 6   |
| 議案第 42 号 | 久喜市総合福祉条例の一部を改正する条例                        | 6 7   |
| 議案第 43 号 | 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                     | 6 8   |
| 議案第 44 号 | 久喜市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例               | 6 9   |
| 議案第 45 号 | 久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例の一部を改正する条例 | 7 0   |
| 議案第 46 号 | 久喜市手数料条例の一部を改正する条例                         | 7 1   |
| 議案第 47 号 | 久喜市建築審査会条例の一部を改正する条例                       | 8 9   |
| 議案第 48 号 | 久喜市鷲宮南部施設整備基金条例を廃止する条例                     | 9 0   |
| 議案第 49 号 | 久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例                  | 9 1   |
| 議案第 50 号 | 久喜市栗橋町史編さん委員会条例を廃止する条例                     | 9 3   |
| 議案第 51 号 | 久喜総合病院の事業譲渡に係る和解及び権利の放棄について                | 9 4   |
| 議案第 52 号 | 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について | 9 7   |
| 議案第 53 号 | 路線の認定について                                  | 9 9   |
| 議案第 54 号 | 路線の廃止について                                  | 1 0 1 |
| 報告第 1 号  | 専決処分の報告について                                | 1 0 2 |

議案第 1 号

平成 2 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

平成27年度久喜市一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 2 号

平成 2 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

平成27年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 3 号

平成 2 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

平成27年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第4号

平成27年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

平成27年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二



議案第5号

平成27年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

平成27年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 6 号

平成 27 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

平成27年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第7号

平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 8 号

平成 27 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第9号

平成27年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成27年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 10 号

平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 号

平成 2 7 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 12 号

平成 27 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二



議案第 13 号

平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 14 号

平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 15 号

平成 27 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

平成27年度久喜市水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 16 号

平成 28 年度久喜市一般会計予算について

平成28年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 17 号

平成 28 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

平成28年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 18 号

平成 28 年度久喜市介護保険特別会計予算について

平成28年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 19 号

平成 28 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第20号

平成28年度久喜市下水道事業特別会計予算について

平成28年度久喜市下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二



議案第 2 1 号

平成 2 8 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について

平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 22 号

平成 28 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 23 号

平成 28 年度久喜市土地取得特別会計予算について

平成28年度久喜市土地取得特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 24 号

平成 28 年度久喜市水道事業会計予算について

平成28年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 議案第25号

久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第26号

### 久喜市職員定数条例及び久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(久喜市職員定数条例の一部改正)

第1条 久喜市職員定数条例(平成22年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者その他関係人」を「農業者その他の関係者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第27号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第28号

### 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第6条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する



る条例(以下これらを「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第29号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「445,000円」を「483,000円」に改め、同条第2号中「385,000円」を「433,000円」に改め、同条第3号中「370,000円」を「422,000円」に改め、同条第4号中「360,000円」を「410,000円」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「91万円」を「957,000円」に改め、同条第2号中「78万円」を「805,000円」に改める。

第6条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「70万円」を「737,000円」に改める。

第8条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を改定するとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の4」を「100分の5」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表(第3条関係)

## 行政職給料表

(単位 円)

| 職員の区分    | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      |
|----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|          | 号給   | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用以外の職員 | 1    | 140,100 | 226,400 | 259,900 | 286,200 | 317,000 | 361,300 | 406,900 |
|          | 2    | 141,200 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 | 363,900 | 409,300 |
|          | 3    | 142,400 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 | 366,400 | 411,800 |
|          | 4    | 143,500 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 | 369,000 | 414,200 |
|          | 5    | 144,600 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 | 371,100 | 416,100 |
|          | 6    | 145,700 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 | 373,600 | 418,400 |
|          | 7    | 146,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 | 375,900 | 420,500 |
|          | 8    | 147,900 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 | 378,400 | 422,700 |
|          | 9    | 149,000 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 | 380,900 | 424,700 |
|          | 10   | 150,400 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 | 383,600 | 426,800 |
|          | 11   | 151,700 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 | 386,200 | 428,900 |
|          | 12   | 153,000 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 | 388,900 | 431,000 |
|          | 13   | 154,300 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 | 391,300 | 432,700 |
|          | 14   | 155,800 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 | 393,600 | 434,500 |
|          | 15   | 157,300 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 | 395,800 | 436,500 |
|          | 16   | 158,900 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 | 398,200 | 438,500 |
|          | 17   | 160,200 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 | 400,000 | 440,400 |
|          | 18   | 161,700 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 | 402,000 | 442,200 |
|          | 19   | 163,200 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 | 403,900 | 444,000 |
|          | 20   | 164,700 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 | 405,700 | 445,700 |
|          | 21   | 166,100 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 | 407,600 | 447,500 |
|          | 22   | 168,800 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 | 409,400 | 449,000 |
|          | 23   | 171,400 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 | 411,200 | 450,400 |
|          | 24   | 174,000 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 | 413,100 | 451,900 |
|          | 25   | 176,700 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 | 414,900 | 453,300 |
|          | 26   | 178,400 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 | 416,400 | 454,600 |
|          | 27   | 180,100 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 | 417,900 | 455,900 |
|          | 28   | 181,800 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 | 419,500 | 457,100 |
|          | 29   | 183,300 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 | 421,100 | 458,100 |
|          | 30   | 185,100 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 | 422,400 | 458,800 |
|          | 31   | 186,900 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 | 423,700 | 459,600 |
|          | 32   | 188,600 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 | 424,900 | 460,300 |
|          | 33   | 190,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 | 426,100 | 461,000 |
|          | 34   | 192,000 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 | 427,400 | 461,800 |
|          | 35   | 193,800 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 | 428,700 | 462,500 |
|          | 36   | 195,600 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 | 429,900 | 463,100 |
|          | 37   | 197,200 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 | 431,100 | 463,600 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 38 | 199,000 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 | 431,900 | 464,200 |
| 39 | 200,800 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 | 432,700 | 464,800 |
| 40 | 202,600 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 | 433,500 | 465,400 |
| 41 | 204,300 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 | 434,100 | 465,900 |
| 42 | 206,100 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 | 434,800 | 466,400 |
| 43 | 207,900 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 | 435,500 | 466,800 |
| 44 | 209,700 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 | 436,200 | 467,100 |
| 45 | 211,100 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 | 437,000 | 467,400 |
| 46 | 212,900 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 | 437,800 | 467,800 |
| 47 | 214,600 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 | 438,200 | 468,200 |
| 48 | 216,400 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 | 438,900 | 468,600 |
| 49 | 218,100 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 | 439,400 | 468,900 |
| 50 | 219,800 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 | 439,800 | 469,300 |
| 51 | 221,400 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 | 440,200 | 469,700 |
| 52 | 223,000 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 | 440,600 | 470,100 |
| 53 | 224,500 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 | 441,000 | 470,400 |
| 54 | 226,200 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 | 441,400 | 470,800 |
| 55 | 227,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 | 441,800 | 471,200 |
| 56 | 229,400 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 | 442,100 | 471,600 |
| 57 | 230,800 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 | 442,400 | 471,900 |
| 58 | 232,300 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 | 442,800 | 472,300 |
| 59 | 233,800 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 | 443,100 | 472,700 |
| 60 | 235,100 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 | 443,400 | 473,100 |
| 61 | 236,400 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 | 443,700 | 473,400 |
| 62 | 237,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 | 444,100 | 473,800 |
| 63 | 238,700 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 | 444,400 | 474,200 |
| 64 | 239,900 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 | 444,700 | 474,600 |
| 65 | 241,200 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 | 445,000 | 474,900 |
| 66 | 242,500 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 | 445,400 | 475,300 |
| 67 | 243,700 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 | 445,700 | 475,700 |
| 68 | 245,000 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 | 446,000 | 476,100 |
| 69 | 246,000 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 | 446,300 | 476,400 |
| 70 | 247,400 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 | 446,700 |         |
| 71 | 248,900 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 | 447,000 |         |
| 72 | 250,400 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 | 447,300 |         |
| 73 | 251,800 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 | 447,600 |         |
| 74 | 253,200 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 | 448,000 |         |
| 75 | 254,600 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 | 448,300 |         |
| 76 | 256,000 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 | 448,600 |         |
| 77 | 257,200 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 | 448,900 |         |
| 78 | 258,500 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 407,300 | 449,300 |         |
| 79 | 259,900 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 407,600 | 449,600 |         |
| 80 | 261,300 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 407,800 | 449,900 |         |
| 81 | 262,600 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 408,000 | 450,200 |         |

|     |         |         |         |         |         |         |  |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 82  | 263,700 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 408,300 | 450,600 |  |
| 83  | 265,000 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 408,600 | 450,900 |  |
| 84  | 266,300 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 408,800 | 451,200 |  |
| 85  | 267,400 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 409,000 | 451,500 |  |
| 86  | 268,500 | 338,300 | 377,000 | 390,100 | 409,300 | 451,900 |  |
| 87  | 269,800 | 338,800 | 377,400 | 390,400 | 409,600 | 452,200 |  |
| 88  | 271,100 | 339,200 | 377,800 | 390,600 | 409,800 | 452,500 |  |
| 89  | 272,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 | 410,000 | 452,800 |  |
| 90  | 273,200 | 339,900 | 378,700 | 391,100 | 410,300 | 453,200 |  |
| 91  | 274,300 | 340,400 | 379,100 | 391,400 | 410,600 | 453,500 |  |
| 92  | 275,400 | 340,800 | 379,500 | 391,600 | 410,800 | 453,800 |  |
| 93  | 276,600 | 341,000 | 379,800 | 391,800 | 411,000 | 454,100 |  |
| 94  | 277,600 | 341,400 | 380,200 | 392,100 | 411,300 |         |  |
| 95  | 278,500 | 341,900 | 380,600 | 392,400 | 411,600 |         |  |
| 96  | 279,500 | 342,300 | 380,900 | 392,600 | 411,800 |         |  |
| 97  | 280,300 | 342,400 | 381,300 | 392,800 | 412,000 |         |  |
| 98  | 281,200 | 342,900 | 381,700 | 393,100 | 412,300 |         |  |
| 99  | 281,900 | 343,300 | 382,100 | 393,400 | 412,600 |         |  |
| 100 | 282,800 | 343,600 | 382,400 | 393,600 | 412,800 |         |  |
| 101 | 283,800 | 343,900 | 382,800 | 393,800 | 413,000 |         |  |
| 102 | 284,600 | 344,300 | 383,200 | 394,100 | 413,300 |         |  |
| 103 | 285,400 | 344,700 | 383,600 | 394,400 | 413,600 |         |  |
| 104 | 286,200 | 345,100 | 383,900 | 394,600 | 413,800 |         |  |
| 105 | 287,000 | 345,600 | 384,300 | 394,800 | 414,000 |         |  |
| 106 | 287,500 | 346,000 | 384,700 | 395,100 | 414,300 |         |  |
| 107 | 287,900 | 346,400 | 385,100 | 395,400 | 414,600 |         |  |
| 108 | 288,400 | 346,800 | 385,400 | 395,600 | 414,800 |         |  |
| 109 | 288,500 | 347,300 | 385,800 | 395,800 | 415,000 |         |  |
| 110 | 288,900 | 347,700 | 386,200 | 396,100 | 415,300 |         |  |
| 111 | 289,100 | 348,000 | 386,600 | 396,400 | 415,600 |         |  |
| 112 | 289,500 | 348,300 | 386,900 | 396,600 | 415,800 |         |  |
| 113 | 289,700 | 348,800 | 387,300 | 396,800 | 416,000 |         |  |
| 114 | 289,900 | 349,200 | 387,700 | 397,100 | 416,300 |         |  |
| 115 | 290,300 | 349,600 | 388,100 | 397,400 | 416,600 |         |  |
| 116 | 290,600 | 350,000 | 388,400 | 397,600 | 416,800 |         |  |
| 117 | 290,900 | 350,300 | 388,800 | 397,800 | 417,000 |         |  |
| 118 | 291,200 | 350,700 | 389,200 | 398,100 | 417,300 |         |  |
| 119 | 291,500 | 351,100 | 389,600 | 398,400 | 417,600 |         |  |
| 120 | 291,900 | 351,500 | 389,900 | 398,600 | 417,800 |         |  |
| 121 | 292,200 | 351,800 | 390,300 | 398,800 | 418,000 |         |  |
| 122 | 292,600 | 352,200 | 390,700 |         | 418,300 |         |  |
| 123 | 292,900 | 352,600 | 391,100 |         | 418,600 |         |  |
| 124 | 293,300 | 353,000 | 391,400 |         | 418,800 |         |  |
| 125 | 293,400 | 353,300 | 391,800 |         | 419,000 |         |  |

|     |         |         |         |  |         |  |  |
|-----|---------|---------|---------|--|---------|--|--|
| 126 | 293,600 | 353,700 | 392,200 |  | 419,300 |  |  |
| 127 | 294,000 | 354,100 | 392,600 |  | 419,600 |  |  |
| 128 | 294,400 | 354,500 | 392,900 |  | 419,800 |  |  |
| 129 | 294,600 | 354,800 | 393,300 |  | 420,000 |  |  |
| 130 | 294,900 | 355,200 |         |  | 420,300 |  |  |
| 131 | 295,300 | 355,600 |         |  | 420,600 |  |  |
| 132 | 295,700 | 356,000 |         |  | 420,800 |  |  |
| 133 | 295,900 | 356,300 |         |  | 421,000 |  |  |
| 134 |         | 356,700 |         |  |         |  |  |
| 135 |         | 357,100 |         |  |         |  |  |
| 136 |         | 357,500 |         |  |         |  |  |
| 137 |         | 357,800 |         |  |         |  |  |
| 138 |         | 358,200 |         |  |         |  |  |
| 139 |         | 358,600 |         |  |         |  |  |
| 140 |         | 359,000 |         |  |         |  |  |
| 141 |         | 359,300 |         |  |         |  |  |
| 142 |         | 359,700 |         |  |         |  |  |
| 143 |         | 360,100 |         |  |         |  |  |
| 144 |         | 360,500 |         |  |         |  |  |
| 145 |         | 360,800 |         |  |         |  |  |
| 146 |         | 361,200 |         |  |         |  |  |
| 147 |         | 361,600 |         |  |         |  |  |
| 148 |         | 362,000 |         |  |         |  |  |
| 149 |         | 362,300 |         |  |         |  |  |
| 150 |         | 362,700 |         |  |         |  |  |
| 151 |         | 363,100 |         |  |         |  |  |
| 152 |         | 363,500 |         |  |         |  |  |
| 153 |         | 363,800 |         |  |         |  |  |
| 154 |         | 364,200 |         |  |         |  |  |
| 155 |         | 364,600 |         |  |         |  |  |
| 156 |         | 365,000 |         |  |         |  |  |
| 157 |         | 365,300 |         |  |         |  |  |
| 158 |         | 365,700 |         |  |         |  |  |
| 159 |         | 366,100 |         |  |         |  |  |
| 160 |         | 366,500 |         |  |         |  |  |
| 161 |         | 366,800 |         |  |         |  |  |
| 162 |         | 367,200 |         |  |         |  |  |
| 163 |         | 367,600 |         |  |         |  |  |
| 164 |         | 368,000 |         |  |         |  |  |
| 165 |         | 368,300 |         |  |         |  |  |
| 166 |         | 368,700 |         |  |         |  |  |
| 167 |         | 369,100 |         |  |         |  |  |
| 168 |         | 369,500 |         |  |         |  |  |
| 169 |         | 369,800 |         |  |         |  |  |

|       |     |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 170 |         | 370,200 |         |         |         |         |         |
|       | 171 |         | 370,600 |         |         |         |         |         |
|       | 172 |         | 371,000 |         |         |         |         |         |
|       | 173 |         | 371,300 |         |         |         |         |         |
|       | 174 |         | 371,700 |         |         |         |         |         |
|       | 175 |         | 372,100 |         |         |         |         |         |
|       | 176 |         | 372,500 |         |         |         |         |         |
|       | 177 |         | 372,800 |         |         |         |         |         |
|       | 178 |         | 373,200 |         |         |         |         |         |
|       | 179 |         | 373,600 |         |         |         |         |         |
|       | 180 |         | 374,000 |         |         |         |         |         |
|       | 181 |         | 374,300 |         |         |         |         |         |
|       | 182 |         | 374,700 |         |         |         |         |         |
|       | 183 |         | 375,100 |         |         |         |         |         |
|       | 184 |         | 375,500 |         |         |         |         |         |
|       | 185 |         | 375,800 |         |         |         |         |         |
|       | 186 |         | 376,200 |         |         |         |         |         |
|       | 187 |         | 376,600 |         |         |         |         |         |
|       | 188 |         | 377,000 |         |         |         |         |         |
|       | 189 |         | 377,300 |         |         |         |         |         |
|       | 190 |         | 377,700 |         |         |         |         |         |
|       | 191 |         | 378,100 |         |         |         |         |         |
|       | 192 |         | 378,500 |         |         |         |         |         |
|       | 193 |         | 378,800 |         |         |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 214,000 | 254,000 | 273,400 | 288,500 | 313,900 | 355,600 | 388,700 |



第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第4項中「の内容は、市規則で定める。」を「は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして市規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。」に改める。

第9条の2第2項中「100分の5」を「100分の6」に改める。

第9条の3第1項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。)に支給する。

第9条の3第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

第17条の6第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第17条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条第4項関係)

級別標準職務表

| 職務の級 | 標準となる職務      |
|------|--------------|
| 1級   | 主事の職務        |
| 2級   | 主任の職務        |
| 3級   | 係長の職務        |
| 4級   | 課長補佐の職務      |
| 5級   | 課長の職務        |
| 6級   | 副部長又は副支所長の職務 |

|    |            |
|----|------------|
| 7級 | 部長又は支所長の職務 |
|----|------------|

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(平成24年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

| 職務の級<br>号給 | 1級<br>給料月額(円) |
|------------|---------------|
| 1          | 197,900       |
| 2          | 199,600       |
| 3          | 201,200       |
| 4          | 202,900       |
| 5          | 204,700       |
| 6          | 206,400       |
| 7          | 208,100       |
| 8          | 209,700       |
| 9          | 211,500       |
| 10         | 213,400       |
| 11         | 215,300       |
| 12         | 217,200       |
| 13         | 218,900       |
| 14         | 220,900       |
| 15         | 222,900       |
| 16         | 224,900       |
| 17         | 226,800       |
| 18         | 229,500       |
| 19         | 232,200       |
| 20         | 234,900       |
| 21         | 237,500       |
| 22         | 240,300       |
| 23         | 242,900       |
| 24         | 245,600       |
| 25         | 248,100       |
| 26         | 250,600       |
| 27         | 253,100       |
| 28         | 255,500       |
| 29         | 258,200       |
| 30         | 260,600       |
| 31         | 262,800       |
| 32         | 265,000       |
| 33         | 267,200       |
| 34         | 269,400       |
| 35         | 271,600       |
| 36         | 273,700       |
| 37         | 276,000       |
| 38         | 278,000       |
| 39         | 280,000       |
| 40         | 282,000       |
| 41         | 283,900       |
| 42         | 286,400       |
| 43         | 288,700       |

|    |         |
|----|---------|
| 44 | 291,200 |
| 45 | 293,400 |
| 46 | 295,900 |
| 47 | 298,300 |
| 48 | 301,000 |
| 49 | 303,400 |
| 50 | 305,800 |
| 51 | 308,300 |
| 52 | 310,700 |
| 53 | 313,100 |
| 54 | 315,300 |
| 55 | 317,400 |
| 56 | 319,600 |
| 57 | 321,900 |
| 58 | 324,000 |
| 59 | 326,200 |
| 60 | 328,200 |
| 61 | 330,400 |
| 62 | 332,500 |
| 63 | 334,700 |
| 64 | 336,900 |
| 65 | 338,800 |
| 66 | 341,000 |
| 67 | 343,100 |
| 68 | 345,300 |
| 69 | 347,300 |
| 70 | 349,200 |
| 71 | 351,300 |
| 72 | 353,300 |
| 73 | 355,100 |
| 74 | 357,000 |
| 75 | 358,800 |
| 76 | 360,700 |
| 77 | 362,600 |
| 78 | 364,300 |
| 79 | 366,000 |
| 80 | 367,600 |
| 81 | 369,100 |
| 82 | 370,600 |
| 83 | 372,100 |
| 84 | 373,500 |
| 85 | 374,600 |
| 86 | 376,000 |
| 87 | 377,400 |
| 88 | 378,700 |
| 89 | 380,000 |
| 90 | 381,300 |
| 91 | 382,500 |

|     |         |
|-----|---------|
| 92  | 383,800 |
| 93  | 385,100 |
| 94  | 386,200 |
| 95  | 387,500 |
| 96  | 388,700 |
| 97  | 390,100 |
| 98  | 391,100 |
| 99  | 392,200 |
| 100 | 393,200 |
| 101 | 394,100 |
| 102 | 395,100 |
| 103 | 396,200 |
| 104 | 397,300 |
| 105 | 398,000 |
| 106 | 398,900 |
| 107 | 399,800 |
| 108 | 400,700 |
| 109 | 401,500 |
| 110 | 402,400 |
| 111 | 403,200 |
| 112 | 404,000 |
| 113 | 404,600 |
| 114 | 405,300 |
| 115 | 406,000 |
| 116 | 406,700 |
| 117 | 407,300 |
| 118 | 407,800 |
| 119 | 408,200 |
| 120 | 408,600 |
| 121 | 409,000 |
| 122 | 409,300 |
| 123 | 409,600 |
| 124 | 409,800 |
| 125 | 410,000 |
| 126 | 410,300 |
| 127 | 410,600 |
| 128 | 410,800 |
| 129 | 411,000 |
| 130 | 411,300 |
| 131 | 411,600 |
| 132 | 411,800 |
| 133 | 412,000 |
| 134 | 412,300 |
| 135 | 412,600 |
| 136 | 412,800 |
| 137 | 413,000 |
| 138 | 413,300 |
| 139 | 413,600 |

|     |         |
|-----|---------|
| 140 | 413,800 |
| 141 | 414,000 |
| 142 | 414,300 |
| 143 | 414,600 |
| 144 | 414,800 |
| 145 | 415,000 |
| 146 | 415,300 |
| 147 | 415,600 |
| 148 | 415,800 |
| 149 | 416,000 |

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第5条の3を次のように改める。

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、管理者の定める額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員に支給する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)の規定は平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(以下「改正後の任期付市費負担教職員の給与条例」という。)別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
(住居手当に関する経過措置)
- 4 平成28年4月1日前から引き続き第2条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職職員の給与条例」という。)第9条の3第1項第2号に該当する職員(再任用職員を除く。)については、第2条の規定による改正前の一般職職員の給与条例第9条の3第2項第2号の規定は、同日から平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「4,500円」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては「3,000円」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあつては「1,500円」とする。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において人事交流等により新たに第2条の規定による改正前の一般職職員の給与条例第9条の3第1項第2号に該当する職員となった者で任用の事情を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、第2条の規定による改正

後の一般職職員の給与条例の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同条の規定による改正前の一般職職員の給与条例の規定(同項の規定により読み替えられる場合には、読替え後の規定)に準じて、住居手当を支給する。

6 平成28年4月1日前から引き続き第5条の規定による改正前の久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正前の企業職員の給与条例」という。)第5条の3第2号に該当する職員については、同日から平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において人事交流等により新たに第5条の規定による改正前の企業職員の給与条例第5条の3第2号に該当する職員となった者で任用の事情を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、改正後の久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の企業職員の給与条例の規定に準じて、住居手当を支給する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

8 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

9 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

10 改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二



#### 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員等の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表情報公開・個人情報保護運営審議会の項の次に次のように加える。

|         |    |             |
|---------|----|-------------|
| 行政不服審査会 | 委員 | 日額 15,000 円 |
|---------|----|-------------|

別表町史編さん委員会の項を削る。

別表介護支援専門員の項の次に次のように加える。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 生活支援体制整備推進員 | 日額 10,000 円 |
|-------------|-------------|

別表英語指導助手の項の次に次のように加える。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 主任外国語指導助手 | 日額 17,000 円 |
|-----------|-------------|

別表教育活動支援員の項の次に次のように加える。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 教育活動看護支援員 | 日額 10,800 円 |
|-----------|-------------|

別表適応指導教室相談員の項中「4,400円」を「5,500円」に改める。

別表特別支援教育指導員の項中「6,500円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表町史編さん委員会の項を削る改正規定は、平成28年7月26日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

議会の議員の重複報酬の禁止規定を改めるとともに、非常勤特別職の報酬の新規制定、改正及び削除を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第32号

### 久喜市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき、久喜市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員4人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第33号

### 久喜市行政不服審査法関係手数料条例

#### (手数料の納付)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける者は、この条例の定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

#### (手数料の減免)

第2条 審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。)が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

#### (準用)

第3条 第1条及び前条第1項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第1条中「第38条第1項」とあるのは、「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と読み替えるものとする。

2 第1条及び前条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第1条中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、前条第1項中「審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)」とあるのは「久喜市行政不服審査会」と読み替えるものとする。

#### (手数料の還付)

第4条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

| 交付の方法                        | 種別    | 金額          |
|------------------------------|-------|-------------|
| 1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付     | ア 白黒  | 用紙1枚につき 10円 |
|                              | イ カラー | 用紙1枚につき 20円 |
| 2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付 | ア 白黒  | 用紙1枚につき 10円 |
|                              | イ カラー | 用紙1枚につき 20円 |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜市行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付に係る手数料の額等を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第34号

### 久喜市情報公開条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。  
第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
  - (2) 公開請求者(当該公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を改め、当該審査請求に、「決定」を「裁決」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の久喜市情報公開条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)の改正前の条例第11条第1項若しくは第2項の決定(以下この項において「決定」という。)又は第5条の規定による公開の請求(以下この項において「請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、久喜市情報公開条例に基づく公開決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をしたいため、この案を提出するものであります。



## 議案第35号

### 久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第1項の規定による決定」の次に「(以下「開示決定」という。)」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 開示請求に係る公文書に市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第18条に次の1項を加える。

- 6 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第25条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第25条 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求の不作为に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第25条の次に次の2条を加える。

(審査会への諮問)

第25条の2 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作为について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者又は訂正等の請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
- 第25条の3 第18条第6項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正前の久喜市個人情報保護条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)の改正前の条例第18条第1項の決定若しくは第24条第1項の決定(以下この項においてこれらを「決定」という。)又は第13条の規定による請求若しくは第21条第1項から第5項までの請求(以下この項においてこれらを「請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜市個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をしたいため、この案を提出するものであります。

## 議案第36号

### 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年久喜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第19条」に、「第25条」を「第25条の2」に改める。

第4条を次のように改める。

(調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、久喜市情報公開条例第12条第1項の公開決定等に係る同条例第2条第2項の公文書又は久喜市個人情報保護条例第18条第3項の開示決定若しくは同条例第24条第1項の規定による訂正等の請求に対する決定に係る同条例第2条第4号の公文書(以下これらを「公文書」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問した実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問した実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第7条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(意見の陳述)

第5条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第6条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第4条第3項若しくは第4項又は第6条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の開覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その開覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による開覧をさせようとするときは、当該送付又は開覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による開覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第11条第1項若しくは第2項の決定若しくは第5条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立て又は久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第18条第1項の決定若しくは第24条第1項の決定若しくは第13条の規定による請求若しくは第21条第1項から第5項までの請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関のこれらの決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関のこれらの不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜市情報公開条例又は久喜市個人情報保護条例に基づく審査請求について久喜市情報公開・個人情報保護審査会における必要事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第37号

### 久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条・第14条」を「第15条・第16条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

#### (2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第10条及び第11条を次のように改める。

#### 第10条及び第11条 削除

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第4章中第12条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

(議事についての調書)

第12条 書記は、第7条、第8条及び第9条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

- (3) 会議の要領
  - (4) その他必要な事項
- (決定書の作成)

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。

- (1) 主文
  - (2) 事案の概要
  - (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
  - (4) 理由
- 2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の久喜市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第12条並びに第13条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。



## 議案第38号

### 久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第51条第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の2の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

地方税分野における個人番号の利用手続の一部見直し等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第39号

久喜市青少年問題協議会条例

久喜市青少年問題協議会条例(平成22年久喜市条例第189号)の全部を改正する。  
(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)に基づき、久喜市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
  - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 各種団体の役員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 協議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員及び学識経験がある者のうちから、協議会に諮って市長が委嘱する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第40号

### 久喜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、久喜市消費生活センター(以下「センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び所在地等の公示)

第2条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間  
(所長及び職員)

第3条 センターには、センターの事務を掌理する所長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 センターには、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(職員に対する研修)

第6条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第41号

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第42号

### 久喜市総合福祉条例の一部を改正する条例

久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第29条第3号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第43号

### 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を「及び氏名」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

国民健康保険税の減免申請において、記載内容から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定される個人番号を削除する必要があるため、この案を提出するものであります。



議案第 4 4 号

久喜市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

久喜市東日本大震災復興交付金基金条例（平成25年久喜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日 提 出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

東日本大震災復興交付金制度要綱の改正に伴い、当該条例に規定する条例の失効日について変更する必要があるため、この案を提出するものです。

議案第 4 5 号

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例の  
一部を改正する条例

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例（平成27  
年久喜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部都市整備課」を「建設部公園緑地課」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成28年4月1日付け組織機構改革に伴い、当該条例に規定する委員会の庶務担当課について整理する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第46号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)」を「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」に改める。

第5条第1項第4号中「第14項」を「第80項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「及び完了検査申請手数料」を「、完了検査申請手数料及び既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料」に改め、「第12項まで」の次に「及び第63項」を加える。

別表第2第1項中「第70項ア」を「第71項金額の欄ア及び第76項金額の欄ア」に改め、同表中第82項を第88項とし、第74項から第81項までを6項ずつ繰り下げ、第73項を第74項とし、同項の次に次の5項を加える。

|    |   |                         |   |
|----|---|-------------------------|---|
| 75 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。) | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額<br>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合<br>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円<br>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額<br>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円<br>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円<br>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円<br>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 94,000円<br>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住 |
|----|---|-------------------------|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円</p> |
|--|--|--|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> |
|--|--|--|--|

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
|    |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円</li> <li>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円</li> <li>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円</li> <li>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円</li> <li>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円</li> </ul>   |
| 76 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査 | 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | <p>前項に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額</p> <p>ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 7,000円</li> <li>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円</li> <li>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円</li> <li>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円</li> <li>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円</li> <li>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円</li> </ul> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円</p> <p>イ 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 昇降機を設置するもの((イ)に掲げるものを除く。) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p> <p>ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 171,480円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 118,560円</p> <p>(イ) 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 228,720円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 147,720円</p> <p>(ウ) 判定対象床面積が2,000平方メ</p> |
|--|--|--|--|

|    |  |                           |  |
|----|--|---------------------------|--|
|    |  |                           | <p>ートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 262,200円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 161,760円</p> <p>(エ) 判定対象床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもの 346,440円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 204,960円</p> <p>(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>a b以外のもの 636,960円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 347,520円</p>  |
| 77 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。) | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | <p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれ</p> |



|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>ぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> |
|--|--|--|--|

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>もの 115,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> |
|--|--|--|---|

|    |  |  |   |
|----|--|--|---|
|    |  |  | <p>の 85,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円</p> |
| 78 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査 | 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 第76項金額の欄アの額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、第76項金額の欄イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額   |
| 79 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合                  | 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料                          | <p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部</p>  |

|  |                            |   |
|--|----------------------------|---|
|  | <p>一消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> | <p>分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> |
|--|----------------------------|---|

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</li> <li>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</li> <li>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</li> <li>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円</li> <li>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円</li> <li>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円</li> </ul> </li> <li>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</li> <li>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</li> </ul> </li> <li>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</li> <li>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円</li> <li>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|---|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>もの 121,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> |
|--|--|--|--|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>の 171,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円</p> |
|--|--|--|--|

別表第2第72項中「第70項金額の欄ア」を「第71項金額の欄ア」に、「第70項金額の欄イ」を「第71項金額の欄イ」に改め、同項を同表第73項とし、同表中第71項を第72項とし、第70項を第71項とし、同表第69項中「第71項ア」を「第72項金額の欄ア」に、「第71項」を「第72項」に改め、同項を同表第70項とし、同表中第68項を第69項とし、第67項を第68項とし、同表第66項中「第64項金額の欄ア」を「第65項金額の欄ア」に、「第64項金額の欄イ」を「第65項金額の欄イ」に改め、同項を同表第67項とし、同表第65項金額の欄を次のように改める。

ア 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 3,000円 増築又は改築の場合 5,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 新築の場合 6,500円 増築又は改築の場合 10,500円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 12,000円 増築又は改築の場合 18,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 17,500円 増築又は改築の場合 27,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 32,500円 増築又は改築の場合 50,500円

- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 56,000円 増築又は改築の場合 87,000円
  - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 92,500円 増築又は改築の場合 143,500円
  - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 114,000円 増築又は改築の場合 176,500円
  - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 121,500円 増築又は改築の場合 188,500円
- イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 11,500円
  - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
    - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 36,000円
    - b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 56,000円
    - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 103,500円
    - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 175,000円
    - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 267,500円
    - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 484,500円
    - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 660,500円
    - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 798,500円
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 28,500円 増築又は改築の場合 42,500円
  - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
    - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 新築の場合 63,500円 増築又は改築の場合 97,000円



- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 100,000円 増築又は改築の場合 153,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 194,500円 増築又は改築の場合 299,500円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 346,000円 増築又は改築の場合 534,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 592,500円 増築又は改築の場合 916,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,093,500円 増築又は改築の場合 1,692,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,561,500円 増築又は改築の場合 2,416,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 1,912,000円 増築又は改築の場合 2,959,500円

別表第2中第65項を第66項とし、第64項を第65項とし、同表第63項金額の欄を次のように改める。

ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第66項において同じ。)が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 6,000円 増築又は改築の場合 10,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請にかかる住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項から第67項までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)

- a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 新築の場合 13,000円 増築又は改築の場合 21,000円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 24,000円 増築又は改築の場合 37,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 35,000円 増築又は改築の場合 54,000円

- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 65,000円 増築又は改築の場合 101,000円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 112,000円 増築又は改築の場合 174,000円
  - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 185,000円 増築又は改築の場合 287,000円
  - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 228,000円 増築又は改築の場合 353,000円
  - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 243,000円 増築又は改築の場合 377,000円
- イ 長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第66項において同じ。)の写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
  - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
    - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 72,000円
    - b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 112,000円
    - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 207,000円
    - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 350,000円
    - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 535,000円
    - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 969,000円
    - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1,321,000円
    - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1,597,000円
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 57,000円 増築又は改築の場合 85,000円
  - (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住

戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 新築の場合 127,000円 増築又は改築の場合 194,000円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 200,000円 増築又は改築の場合 306,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 389,000円 増築又は改築の場合 599,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 692,000円 増築又は改築の場合 1,068,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,185,000円 増築又は改築の場合 1,832,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 2,187,000円 増築又は改築の場合 3,384,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 3,123,000円 増築又は改築の場合 4,832,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 3,824,000円 増築又は改築の場合 5,919,000円

別表第2第63項を第64項とし、第62項の次に次の1項を加える。

|    |  |                             |         |
|----|--|-----------------------------|---------|
| 63 | 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査 | 既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 | 27,000円 |
|----|--|-----------------------------|---------|

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の一部改正

並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第47号

### 久喜市建築審査会条例の一部を改正する条例

久喜市建築審査会条例(平成25年久喜市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第48号

久喜市鷺宮南部施設整備基金条例を廃止する条例

久喜市鷺宮南部施設整備基金条例(平成22年久喜市条例第84号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

鷺宮南部施設整備基金を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第49号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例(平成22年久喜市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(保育料等の額)

第3条 園児1人あたりの保育料の額は、別表第1のとおりとする。

2 園児1人あたりの長期預かり保育料、一時預かり保育料及び通園バス使用料の額は、別表第2のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

| 階層区分 | 定義   |                     | 保育料(月額) |
|------|--|---------------------|---------|
| A    | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 |                     | 0円      |
| B    | 市民税非課税世帯   |                     | 0円      |
| C1   | 市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯  | 77,100円以下           | 12,000円 |
| C2   |  | 77,101円以上211,200円以下 | 15,200円 |
| C3   |  | 211,201円以上          | 18,500円 |

備考

1 「所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

2 階層区分の認定については、4月分から8月分までは前年度の市民税額、9月分から3月は当該年度の市民税額により決定する。

3 階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行う。

4 同一世帯に小学校3年生以下の児童が2人以上いる場合、最年長の児童から

順に2人目は別表第1に定める額の半額とし、3人目以降は無料とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

| 幼稚園の名称<br>保育料等の項目 | 久喜市立栗橋幼稚園                 |
|-------------------|---------------------------|
| 長期預かり保育料          | 月額7,000円。ただし、8月は月額15,000円 |
| 一時預かり保育料          | 日額500円。ただし、8月は日額1,000円    |
| 通園バス使用料           | 月額2,000円                  |

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前までに入園した園児に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成31年3月31日までの間、別表第1中「12,000円」とあるのは「8,000円」と、「15,200円」とあるのは「10,200円」と、「18,500円」とあるのは「12,800円」と読み替えるものとする。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園が特定教育・保育施設に移行したことにより、利用者負担額に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。



議案第50号

久喜市栗橋町史編さん委員会条例を廃止する条例

久喜市栗橋町史編さん委員会条例(平成22年久喜市条例第109号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年7月26日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市栗橋町史編さん事業が完了することに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第51号

### 久喜総合病院の事業譲渡に係る和解及び権利の放棄について

次のとおり和解及び権利の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 相手方

- (1) 埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号  
埼玉県厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 五月女 直 樹
- (2) 佐賀県武雄市武雄町大字富岡12628番地  
一般社団法人巨樹の会  
代表理事 鶴 崎 直 邦

#### 2 事件の内容

- (1) 久喜総合病院は、平成23年4月1日に、相手方である埼玉県厚生農業協同組合連合会(以下「相手方厚生連」という。)が開設した病院であるが、久喜市はその施設整備に当たり、相手方厚生連と久喜市の二者間で、平成20年3月24日付け「埼玉県厚生農業協同組合連合会(仮称)久喜総合病院の整備及び運営等に関する協定書」(以下「本件協定書」という。)を締結し、平成19年度から平成22年度までの4年間で、相手方厚生連に総額35億8千万円の補助金を交付した。
- (2) そのような中、平成27年4月に、相手方厚生連から久喜市に対して、平成27年度中を目指した久喜総合病院の事業譲渡の申し出があり、久喜市は、本件協定書に基づいた地域医療の継続と、公的医療機関である相手方厚生連が開設した病院と同等の公的医療機関への事業譲渡を求めた。
- (3) 相手方厚生連は、久喜市の意向を踏まえ、譲渡先を鋭意検討されたが、相手方厚生連からは、平成27年11月に、相手方厚生連が開設した病院と同等の公的医療機関への譲渡は不可能であるとして、一般社団法人である相手方一般社団法人巨樹の会(以下「相手方巨樹の会」という。)への事業譲渡を承認してほしいとの申し出があった。
- (4) 相手方巨樹の会は、一般社団法人ではあるものの、久喜総合病院の施設整備に当たり、久喜市が相手方厚生連に対して総額35億8千万円の補助金を交付していることを理解、確認し、久喜市民のために病院運営を行うことを確約し、事業譲渡後少なくとも10年間は、本件協定書に基づき久喜総合病院を運営するとのことであった。

(5) 久喜市は、久喜総合病院を今後も存続させるべく、相手方厚生連の申し出を受け入れることとしたが、久喜市が相手方厚生連に対し、久喜総合病院の施設整備費用として、本件協定書を締結して補助金35億8千万円を交付していることを踏まえ、相手方厚生連及び相手方巨樹の会と交渉を行ったものである。

### 3 和解及び権利の放棄の内容

#### (1) 相手方厚生連との関係

ア 久喜市は、相手方厚生連が久喜総合病院に関する全ての事業を、相手方巨樹の会に譲渡することを承諾する。

イ 相手方厚生連は、上記事業譲渡に当たり、和解金として金3億7千万円を久喜市に支払う。

和解金の支払い方法は、久喜総合病院の事業譲渡実行日の翌日から起算して一週間以内に久喜市に支払うものとする。

ウ 久喜市と相手方厚生連は、本件和解金の支払いをもって、本件事業譲渡に関し、補助金問題を含め一切の問題が解決されたことを確認する。

#### (2) 相手方巨樹の会との関係

ア 相手方巨樹の会は、本件協定書に基づいて相手方厚生連が久喜市に対して約束した全ての事項を相手方厚生連から承継し、これを誠実に履行して久喜総合病院の運営に当たる。

イ 相手方巨樹の会は、本件事業譲渡の実行日から少なくとも10年間は、久喜総合病院の運営を継続する。

ウ 相手方巨樹の会は、上記に違反して久喜総合病院の運営を中止、若しくは、久喜総合病院の事業を譲渡した場合（但し、相手方巨樹の会が属する医療グループであるカマチグループ内部での再編に際して事業を譲渡する場合を除く。）、久喜市に対して、違約金として、本件補助金の原資として久喜市が起債した市債の久喜総合病院運営中止等時点における未償還残高に相当する金額を支払う。

エ 久喜市は、本件事業譲渡の実行日から10年間を経過した時点で、相手方巨樹の会に対する補助金返還請求権を放棄する。

### 4 和解及び権利の放棄をする理由

(1) 久喜総合病院については、相手方厚生連が開設し運営しているものであるが、久喜市は、久喜総合病院の施設整備に当たり、久喜市と相手方厚生連との二者間で本件協定書を締結し、補助金として35億8千万円を相手方厚生連に交付していることを踏まえ、相手方巨樹の会への事業譲渡をなすのであれば、補助金交付目的に反することになるとして、補助金全額の返還を相手方厚生連に求めたものである。

しかしながら、相手方厚生連からは、相手方巨樹の会への事業譲渡は補助金交付目的に反しておらず、久喜市の補助金全額の返還請求は受け入れられないとの回答があり、双方弁護士を立てて協議をしたところ、相手方厚生連から、補助金問題に関する和解金として金3億7千万円の提示があり、これ以上の和解金の提示はできないというものであった。

- (2) 相手方巨樹の会は、久喜総合病院の事業譲渡(譲受)に当たり、本件協定書に基づき相手方厚生連が久喜市に対して約束した全ての事項を承継し、これを誠実に履行して譲渡後少なくとも10年間は久喜総合病院の運営を継続することを確約するというものであった。

しかしながら、補助金問題については、市債の未償還残高に関しては違約金として返還をなすことを約束するものの、市債の未償還額以外の補助金に関しては返還義務を免れること、また、事業譲渡後の10年経過時点においては、補助金の返還義務を一切負わないことが確約されない限り、本件事業譲渡を引き受けることはできないというものであった。

- (3) 上記(1)、(2)により、久喜市は、久喜総合病院の事業譲渡に係る補助金問題の一切の疑義を解消し、久喜総合病院を地域医療の中核病院として今後も存続させるべく和解及び権利の放棄を行うものである。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜総合病院の事業譲渡に係る事件については、久喜市が相手方厚生連に交付した補助金35億8千万円をめぐる問題(補助金問題)が存在するのであるが、補助金問題に関しては、久喜市と相手方厚生連及び相手方巨樹の会との間には認識の差異があるものの、補助金問題に関する一切の疑義を解消し、久喜総合病院を地域医療の中核病院として今後も存続させるべく、この案を提出するものであります。

## 議案第52号

### 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させ、埼玉縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

平成28年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

## 埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」に改める。

### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 3 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

| 路線名        | 起 点       | 終 点       | 主要な<br>経過地 |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 久喜 5404 号線 | 久喜市本町五丁目  | 久喜市本町五丁目  |            |
| 久喜 5405 号線 | 久喜市本町三丁目  | 久喜市本町三丁目  |            |
| 菖蒲 1906 号線 | 久喜市菖蒲町菖蒲  | 久喜市菖蒲町菖蒲  |            |
| 菖蒲 1907 号線 | 久喜市菖蒲町菖蒲  | 久喜市菖蒲町菖蒲  |            |
| 菖蒲 1908 号線 | 久喜市菖蒲町台   | 久喜市菖蒲町台   |            |
| 菖蒲 1909 号線 | 久喜市菖蒲町台   | 久喜市菖蒲町台   |            |
| 菖蒲 1910 号線 | 久喜市菖蒲町台   | 久喜市菖蒲町台   |            |
| 栗橋 123 号線  | 久喜市栗橋北二丁目 | 久喜市栗橋北二丁目 |            |
| 栗橋 124 号線  | 久喜市栗橋東六丁目 | 久喜市栗橋東六丁目 |            |
| 栗橋 1197 号線 | 久喜市南栗橋三丁目 | 久喜市南栗橋三丁目 |            |
| 栗橋 1198 号線 | 久喜市南栗橋二丁目 | 久喜市南栗橋二丁目 |            |
| 栗橋 1199 号線 | 久喜市南栗橋二丁目 | 久喜市南栗橋二丁目 |            |
| 鷺宮 1043 号線 | 久喜市八甫     | 久喜市八甫     |            |
| 鷺宮 1044 号線 | 久喜市八甫     | 久喜市八甫     |            |
| 鷺宮 1045 号線 | 久喜市西大輪    | 久喜市西大輪    |            |
| 鷺宮 1554 号線 | 久喜市葛梅一丁目  | 久喜市葛梅一丁目  |            |
| 鷺宮 1555 号線 | 久喜市鷺宮五丁目  | 久喜市鷺宮五丁目  |            |
| 鷺宮 1556 号線 | 久喜市西大輪    | 久喜市西大輪    |            |
| 鷺宮 1557 号線 | 久喜市西大輪    | 久喜市西大輪    |            |
| 鷺宮 1558 号線 | 久喜市西大輪    | 久喜市西大輪    |            |
| 鷺宮 1559 号線 | 久喜市西大輪    | 久喜市西大輪    |            |
| 鷺宮 1560 号線 | 久喜市西大輪    | 久喜市西大輪    |            |

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。



## 議案第54号

### 路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

| 路線名      | 起 点    | 終 点    | 主要な<br>経過地 |
|----------|--------|--------|------------|
| 久喜6033号線 | 久喜市北青柳 | 久喜市北青柳 |            |
| 鷺宮1520号線 | 久喜市西大輪 | 久喜市西大輪 |            |

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

川妻橋橋りょう架替え工事（上部工）の請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的   | 川妻橋橋りょう架替え工事(上部工)                              |
| 2 | 変 更 請 負 金 額 | 155,703,600円                                   |
| 3 | 今回変更による減額   | 1,436,400円                                     |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市菖蒲町三箇435番地1<br>遠藤建設株式会社<br>代表取締役 遠 藤 博 巳 |

平成28年1月8日

久喜市長 田 中 暄 二